世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第40号)が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1)居宅訪問型保育事業において、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間 及び深夜の勤務に従事する場合に加え、保護者の疾病、疲労その他の 身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養 育することが困難な場合への対応を加える。
- (2)規定の整備を図る。
- 3 改正案

裏面 新旧対照表のとおり

4 施行予定日

公布の日

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す る条例新旧対照表

改正後

(最低基準の向上)

第4条 区長は、最低基準を常に向上させ第4条 区長は、児童の保護者その他児童 るよう努めるとともに、その監督に属す る家庭的保育事業者等に対し、世田谷区 児童福祉審議会(世田谷区児童福祉審議 会条例(令和元年10月世田谷区条例第29 号)第1条に規定する世田谷区児童福祉 2 区は、最低基準を向上させるように努

審議会をいう。)の意見を聴いた上で、最 めるものとする。 低基準を超えて、その設備及び運営を向 上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

|第19条 家庭的保育事業者等は、規則で定|第19条 家庭的保育事業者等は、規則に定 する規程を定めておかなければならな

(居宅訪問型保育事業)

第38条 (1)~(3)省略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6条第5項に規定する母子家庭等をい う。)の乳幼児の保護者が夜間若しくは 深夜の勤務に従事する場合又は保護者 の疾病、疲労その他の身体上、精神上若 しくは環境上の理由により家庭におい て乳幼児を養育することが困難な場合 への対応等、保育の必要の程度及び家 庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育 を提供する必要性が高いと区が認める 乳幼児に対する保育

(居宅訪問型保育事業者の要件等)

第39条 居宅訪問型保育事業者は、規則で第39条 居宅訪問型保育事業者は、規則に 定める要件を満たす法人でなければなら ない。

改正前

(最低基準の向上)

福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的 保育事業者等に対し、最低基準を超えて、 その設備及び運営を向上させるように勧 告することができる。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

める事業の運営についての重要事項に関 める事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならな

(居宅訪問型保育事業)

第38条 (1)~(3)省略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6条第5項に規定する母子家庭等をい う。)の乳幼児の保護者が夜間又は深夜 の勤務に従事する場合への対応等、保 育の必要の程度及び家庭等の状況を勘 案し、居宅訪問型保育を提供する必要 性が高いと区が認める乳幼児に対する 保育

(居宅訪問型保育事業者の要件等)

定める要件を満たす法人でなければなら ない。